

下関市立大学体育施設使用規程

平成 19 年 4 月 1 日

規 程 第 7 1 号

改正 平成 20 年 7 月 29 日規程第 38 号
令和 2 年 3 月 27 日規程第 21 号
令和 3 年 3 月 31 日規程第 44 号

(趣旨)

第 1 条 この規程は、学生の心身の健全な発達、教職員（法人、学内団体の役員・職員を含む。以下同じ。）の福利厚生、大学の教育目標の達成に資するために設置される体育施設の使用に関し必要な事項を定めるものとする。

(施設の種類)

第 2 条 この規程において体育施設とは、次に掲げる施設をいう。

- (1) 健康・スポーツセンター
- (2) グラウンド
- (3) 学友会館武道場
- (4) テニスコート
- (5) トレーニング室
- (6) 弓道練習場

(使用)

第 3 条 体育施設の使用は、下関市立大学（以下「本学」という。）の学生及び教職員による使用で、次に各号に掲げる事由に該当する場合に、これを認めることができる。

- (1) 授業
- (2) 課外活動
- (3) 本学が主催する行事
- (4) 授業・課外活動以外の活動

2 管理運営責任者（第 8 条に規定する管理運営責任者をいう。以下同じ。）は、適切と認めた場合は、本学の学生及び教職員以外の者に体育施設を使用させることができる。この場合における使用手続き等は、別に定める。

(使用手続き)

第 4 条 本学の学友会所属の学生団体は、その活動及び使用計画を、体育施設の使用予定月の前月の 10 日までに学務部学生支援課（以下「学生支援課」という。）に提出し、管理運営責任者の許可を受けなければならない。

2 本学の学生団体（前項に定める期限までに提出を行わなかった学友会所属の学生団体を含む。）及び教職員は、前項の規定により提出された使用計画等に支障のない範囲において、体育施設を使用することができる。

3 前項の規定による使用の申込みをしようとする者は、学内施設使用許可願を学生支援課に提出し、管理運営責任者の許可を受けなければならない。

4 前項の規定による使用予定日が、日曜日若しくは土曜日又は休日（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日をいう。）に当たるときは、当該使用予定日の1週間前までに、前項の学内施設使用許可願の提出をしなければならない。

5 第1項又は第2項の規定による場合以外における本学の学生及び教職員の体育施設の使用は、使用する当日に申し出て、他に支障がない場合に認めるものとする。この場合における使用手続き等は、第3項の規定を準用する。

（使用者の遵守事項）

第5条 体育施設を使用する者（以下「使用者」という。）は、各施設における使用者心得を遵守し、管理運営責任者の指示に従わなければならない。

（使用者の施設等保全責任）

第6条 使用者は、その責めに帰すべき事由によって施設、設備又は器具を毀損し、又は滅失したときは、速やかに管理運営責任者に報告し、これを賠償しなければならない。

（使用の取消し）

第7条 管理運営責任者は、使用者が管理運営責任者の定める指示事項に違反した場合又は本学において必要が生じたときは、使用を取り消すことができる。

（管理運営責任者等）

第8条 体育施設の管理運営責任者は学部長とし、その管理に関する事務は学生支援課が行う。

（雑則）

第9条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、管理運営責任者が定める。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成20年7月29日規程第38号）

この規程は、平成20年7月29日から施行する。

附 則（令和2年3月27日規程第21号）

この規程は、令和2年3月27日から施行する。

附 則（令和3年3月31日第44号）

この規程は、令和3年4月1日から施行する。